

(仮称) 道の駅よねざわ農産物等直売所出荷規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(仮称) 道の駅よねざわ農産物等直売所(以下「直売所」という。)において、米沢(置賜)の新鮮でおいしい農産物等を施設利用者に提供することで、米沢(置賜)の食の魅力の発信と地域農業の活性化に資するため、農産物等の出荷者(以下「出荷者」という。)と運営会社である株式会社アクセスよねざわ(以下「アクセス社」という。)が遵守すべき事項を定めるものとする。

(出荷者)

第2条 出荷者は次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 置賜地域に居住し、置賜地域で農産物等の生産及び採取並びにそれらを原材料として製造または加工を行う個人。
- (2) 置賜地域に事業所を有し、置賜地域で農産物等の生産及び採取並びにそれらを原材料として製造または加工を行う法人。
- (3) アクセス社が特別に認めた者。

2 出荷者は、(仮称) 道の駅よねざわ農産物等出荷者協議会(以下「出荷者協議会」という。)の会員とならなければならない。

(取り扱う農産物等)

第3条 取り扱う農産物等(以下「商品」という。)は、別紙1のとおりとする。

2 加工品については、置賜地域以外の事業者等に委託して製造又は加工された商品も出荷することができるものとし、出荷者は次のことを遵守するものとする。

- (1) 法令等で決められた表示を徹底するものとし、これらの表示が不十分である場合は陳列を認めない。
- (2) 食品営業許可証の写し及び食品賠償責任保険(PL 保険)等の保険証書の写しを、出荷の前日までに提出し、アクセス社の確認を受けなければならないこととし、これら必要書類の提出が無い場合は、販売を認めない。ただし、営業許可が不要のものについてはこの限りではない。

3 出荷者は、食品衛生法、農薬取締法及びその他関連法令等を遵守するものとする。

4 出荷者は、アクセス社が定める「栽培管理記録簿」を品目ごとに記帳し、原則としてその年の最初の出荷日の前日までにアクセス社に提出してその内容の確認を受けた上で出荷しなければならない。ただし、別の記録簿を代用する場合は、アクセス社の承認を受けるものとする。

(出荷数量)

第4条 出荷者が出荷する商品の数量の制限は行わない。ただし、時期によって出荷が集中した場合には、アクセス社が出荷規制をかける場合がある。

（搬入時間）

第5条 商品の搬入時間等は、午前7時より午前8時30分及び午前10時から午後5時とする。
ただし、混雑状況により、アクセス社の判断で搬入を禁止する場合がある。

（商品の搬入・陳列）

第6条 商品の搬入の際には、アクセス社の指示に従って決められた場所に陳列するものとし、この指示に従わず陳列した場合は、アクセス社の判断で商品を移動する場合がある。

（出荷の方法）

第7条 出荷者は、所定のバーコードシールを発行機で発行し、すべての商品に貼付して出荷する。

2 出荷者は商品を、原則としてビニール袋に入れるかテープ等を使用して出荷し、バーコードシールが剥がれないように確実に貼付する。

3 商品の陳列後、バーコードシールが剥がれて出荷者及び販売金額が不明となった商品については、アクセス社がこれを販売し、その売上は出荷者協議会の収入として取り扱うものとする。

4 出荷者の不手際によりアクセス社でバーコードシールの貼り直しをする必要が生じた場合に新たに発生するシール代金については出荷者の負担とする。

5 バーコードシールの発行手数料については、次のとおりとする。

（1） 加工品以外 1枚あたり 1円（税込）

（2） 加工品 1枚あたり 2円（税込）

6 栽培方法に関するこだわりや食べ方等を消費者に伝えたい場合には、事前にアクセス社の販売責任者の確認を得たうえで出荷者がラベルシールやPOP等を作成して商品に貼付することとし、その記載内容に誇大広告や表示違反等があった場合、アクセス社がこれを撤去することがある。

7 病虫害被害や傷があるもの等、品質上の問題がある商品は原則として出荷を認めないものとし、商品の陳列後に不良品が発見された場合はアクセス社がこれを撤去する。

8 出荷者個人の所有物（棚、かご等）の持込みは原則として禁止する。ただし、アクセス社の許可を得た場合はこの限りではない。

（販売方法及び販売手数料）

第8条 販売方法は原則として委託販売方式とし、販売手数料は次のとおりとする。

（1） 加工品以外 販売価格の18%（税別）

（2） 加工食品 販売価格の23%（税別）

2 その他、特別な場合については、アクセス社において協議し、決定するものとする。

（販売価格）

第9条 商品の価格は、基本的に出荷者が市場価格等を調べて決定するものとする。

2 商品の最低販売価格は50円（税込）とし、価格は10円単位で設定することとする。

3 販売価格が他の類似商品の価格と著しく均衡を欠くときは、アクセス社が価格の調整を図ることがある。

（出荷基準違反）

第 10 条 直売所の公正かつ適正な運営を図るための出品違反罰則基準（以下「罰則基準」という。）を別紙 2 のとおり定める。

2 罰則基準の制定及び変更については、事前にアクセス社が出荷者協議会と協議し、アクセス社が決定するものとする。

（商品の引取等）

第 11 条 出荷した商品は、原則引取を認めない。ただし、販売適期を過ぎた商品は、出荷者の責任において翌朝 8 時 30 分まで引取るものとする。

2 陳列場所にある商品で劣化しているものについては、アクセス社の判断でバックヤードに下げることがある。バックヤードに引下げた商品は翌朝 8 時 30 分までアクセス社で保管し、出荷者はこの時間までに引取るものとする。ただし、商品の劣化が激しく衛生上影響が出る場合には、アクセス社の判断で処分することがある。

3 販売品及び販売適期を過ぎた商品の確認は、出荷者が直接直売所に出向くか、アクセス社が出荷者の携帯電話等に発信するメールにより確認するものとする。

4 販売期限が間近に迫った商品や再調整をすれば販売が継続出来ると判断される商品については、アクセス社においてこれを再処理又は販売価格を改定する処理を行い、販売を継続することができるとし、この処理が不要である場合や販売価格の改定を希望せず残品として持ち帰る場合は、第 2 項で定められた期間までに必ず引取りを行うか、販売価格の改定を希望しない旨をあらかじめ出荷者がアクセス社に対して通知しなければならない。

（事故及び苦情についての処理）

第 12 条 商品の苦情及び返品については、アクセス社が責任をもって対処することとする。ただし、苦情及び返品によって何らかの経費が発生した場合、その責が出荷者に起因する場合には、原則として出荷者がこれを負担するものとする。

（処分）

第 13 条 商品に対する事故及び苦情があった出荷者に対しては、アクセス社より注意又は改善勧告を行うこととし、別に定める罰則基準に基づいて出荷停止等の処分を行う。

2 出荷者が、直売所及び出荷者協議会の目的に反する行為を行った場合も前項と同様とする。

（営業時間）

第 14 条 直売所の営業時間は、原則として午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、アクセス社の方針で営業時間を変更した場合はこの限りでない。

（販売代金の精算）

第 15 条 販売された商品の精算については、アクセス社がレジを通過した商品のみを売上対象とし、販売手数料、バーコードシール代金及び振込手数料等を差し引いて、出荷者の指定する金融機関口座に振り込むこととする。ただし、バーコードシール代金については実際に発行した枚数

とする。

- 2 販売代金の精算及び支払は、毎月末締め、翌月末日払いとし、その日が土日祝日に当たるときは、次の営業日とする。

（その他）

第16条 その他、この規程に定められていない事項に関して運営上の問題が生じた際にはアクセス社で対処する。

- 2 この規程を変更する必要がある場合は、事前に出荷者協議会と協議し、アクセス社が決定する。

附則

この出荷規程は、（仮称）道の駅よねざわの開業の日からこれを施行する。

別紙１（第３条関係） 判断に迷うものがあれば、アクセス社や保健所に相談すること。

大	区分		PL 保険加入	営業許可	特記事項
	中	小			
農畜産物	野菜				天日乾燥したものも含む（切干大根、打ち豆等）。有毒植物との間違いに注意する（販売者が事前に確認する）。
	果物				
	花	切花			
		枝物			
	穀物	米			特別栽培、有機栽培認証を受けた米に限る。
		大豆			
	特用林産	山菜			基本的に毒はないが、有毒植物との間違いに注意する（販売者が事前に確認する）。
		きのこ			しいたけ、まいたけ、なめこなど栽培しているものに限る。
		マツタケ（菌茸）			
		樹液・繊維・樹脂			
	ハーブ				
加工品	菓子		○	○	
	惣菜		○	○	
	乾物	乾燥葉	○		
		薬草	○		個別相談とし、販売者が事前に確認する。
		茶葉	○		
		ハーブ	○		
		ドライフルーツ	○		
	米粉		○		
	ジャム		○	△	場合によっては、缶詰又は瓶詰製造業の許可は必要。
	缶詰		○	○	
	漬物		○	△	許可は不要だが、届出が必要。
	飲物		○	○	
	特用林産	炭			
種苗	野菜苗				会員が播種・育苗を行う。個別相談とし、販売者が事前に確認する。養生及び水管理は出荷者が行う。
	花苗				会員が播種・育苗を行う。個別相談とし、販売者が事前に確認する。養生及び水管理は出荷者が行う。
	果樹苗				会員が生産を行う。個別相談とし、販売者が事前に確認する。養生及び水管理は出荷者が行う。
	種子				会員が採取を行う。個別相談とし、販売者が事前に確認する。養生及び水管理は出荷者が行う。
	鉢物				会員が生産を行う。個別相談とし、販売者が事前に確認する。養生及び水管理は出荷者が行う。
その他					個別相談とする。

* 肉類、魚介類、卵、豆腐類、乳製品、調味料、工芸品（陶器、木工品、手芸品、服装饰品等）は特産品販売所扱いとし、生き物類、出荷資材、包装資材は取り扱いわない。

別紙2（第10条関係）

違反内容	罰則基準						罰則内容
	注意 1 回	注意 2 回	注意 3 回	注意 4 回	注意 5 回以上	出品 停止	
1 商品登録について							△ 注意喚起 ▲ 1 週間の対象商品出品停止、始末書 ■ 1 か月間の出品停止、始末書 × 出品資格を次年度まで停止。次年度の申請は新規申請扱いとする。
①商品登録内容に産地偽装、内容量違いの不正があった時。	▲	■	■	×	×	×	
②出荷日、品質保持期限等の偽装を行った時。	△	▲	■	■	×	×	
③P L 保険加入対象商品でありながら、加入せず出品者登録を行った時。	▲	■	■	×	×	×	
④加工品等で営業許可書類の提出がなされていない時。	△	▲	■	■	×	×	
2 搬入と陳列に対する違反行為							
①I Dカードを着用していない時。	△	△	△	▲	▲	■	
②職員の指導に従わない時。	△	△	▲	■	■	×	
③出品物が施設内で個人販売や顧客又は職員等へ無償譲渡を行った時。	△	△	▲	▲	■	×	
④出品物が仕入れ商品である時。（加工品の自家生産品を使用した委託製造は除く）	△	▲	▲	■	×	×	
⑤本人以外の出品物、残品を勝手に持ち帰った時。	△	▲	■	■	×	×	
⑥館内用コンテナ、買い物かごを無断で持ち帰った時。	▲	■	■	×	×	×	
⑦故意に粗悪品を出品した時。	▲	■	×	×	×	×	
⑧売れ残った商品を引き取らなかった場合及び不法投棄した時。	△	▲	■	×	×	×	
⑨J A S 法、食品衛生法他、コンプライアンス（法令遵守）に違反する時。	▲	■	×	×	×	×	
⑩不適切な品質管理によりクレームが発生した時。	△	▲	▲	■	×	×	
⑪飲酒運転及び前日の酒が残っている状態で搬入した時。	▲	■	×	×	×	×	
⑫職員、パートタイマーの指導に対し威圧的発言、行為を行った時。	△	▲	■	■	×	×	
⑬農産物栽培履歴の記載内容について、虚偽の記載をした時。	△	▲	■	■	×	×	
3 苦情処理について							
①出品物に対して、事故及び苦情等に改善の対応がみられない時。	△	▲	■	×	×	×	
②施設及び置賜3市5町に対し風評被害等の損害を与えた時。	▲	■	×	×	×	×	
4 提出資料について							
①栽培管理記録簿の提出等、出品者としての責任を果たせない時。	△	△	△	▲	■	×	